

(別添)

○ 指定施設における業務の範囲等について（平成23年8月5日障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】
(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p>障発0805第4号 平成23年8月5日 <u>(最終改正)</u> <u>障発0601第3号</u> <u>令和4年6月1日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p>指定施設における業務の範囲等について</p>	<p>障発0805第4号 平成23年8月5日 <u>一部改正 障発0426第8号</u> <u>平成25年4月26日</u> <u>一部改正 障発0124第7号</u> <u>平成26年1月24日</u> <u>一部改正 障発0630第3号</u> <u>平成26年6月30日</u> <u>一部改正 障発0706第1号</u> <u>平成30年7月6日</u> <u>一部改正 障発0306第5号</u> <u>令和2年3月6日</u> <u>一部改正 障発0104第2号</u> <u>令和3年1月4日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 関係団体の長 地方厚生(支)局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長 (公印省略)</p> <p>指定施設における業務の範囲等について</p>

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。

記

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第2条第1号から第14号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1)～(30) (略)

2 施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 施設告示第2号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

- ・ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第65条の4に規定するスクールソーシャルワーカー

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づく厚生労働省令で定める施設については、精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）で定めているところであるが、各施設における法第2条の精神保健福祉に関する相談援助業務の範囲等について、別添に示すとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、参考までに通知する。

記

1 精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助業務の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1)～(30) (略)

2 施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

（平成23年厚生労働省告示第277号。以下「施設告示」という。）第1号から第3号までに定める施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 施設告示第2号に規定するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

- ・ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第65条の3に規定するスクールソーシャルワーカー

<ul style="list-style-type: none"> 「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成25年4月1日付け24文科初第1155号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に規定するスクールソーシャルワーカー <p>(3) (略)</p> <p>3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施設告示第1号から第3号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添31（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務に従事する職員 <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1-11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務に従事する職員 <p>(11) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金</u>受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、<u>職場適応援助</u>を行っている者 <p>(12) <u>雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）の</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 「教育支援体制整備事業費補助金交付要綱」（平成25年4月1日付け24文科初第1155号）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に規定するスクールソーシャルワーカー <p>(3) (略)</p> <p>3 施設告示第4号に規定する施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲</p> <p>施設告示第1号から第3号までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において精神保健福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は次のとおりとする。ただし、いずれの施設も精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添24（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務に従事する職員 <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(10) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務に従事する職員 <p>(11) <u>障害者雇用納付金制度に基づく</u>第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、<u>ジョブコーチ支援</u>を行っている者 <p>(12) <u>雇用保険二事業助成金制度に基づく</u>障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</p>
---	---

うち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人

- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者

(13) ~ (15) (略)

(16) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設

- ・ 「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者

(17) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)から(16)までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

- ・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4 1、2及び3で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ~ (6) (略)

5 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1から4に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

6 1から4(3(17)を除く。以下同じ。)に定める施設であって、1から4に例示する職種以外の職種に係る業務の報告

次の基準をいずれも満たす職種に係る業務については、(1)または(2)により厚生労働大臣に報告することができる。なお、当該報告に

- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

(13) ~ (15) (略)

(新設)

(16) 施行規則第2条第1号から第14号、施設告示第1号から第3号及び上記(1)から(15)までに定める施設以外の施設で精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設

- ・ 当該施設において、精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員

4 1、2及び3で定める施設以外の施設において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の例は、次のとおりとする。

(1) ~ (6) (略)

5 業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1から4に掲げる職種の例に該当する者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

6 1から4(3(16)を除く。以下同じ。)に定める施設であって、1から4に例示する職種以外の職種に係る業務の報告

次の基準をいずれも満たす職種に係る業務については、(1)または(2)により厚生労働大臣に報告することができる。なお、当該報告に

疑義がある場合には報告を取下げさせることがある。

- ・ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
- ・ 1 から 4 に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。

(1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合

精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式 1 により厚生労働大臣あて報告すること。

(2) 精神保健福祉士法第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合

同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式 1 により厚生労働大臣あて報告すること。

7 3 (17) に掲げる施設に係る個別認定

次の基準をいずれも満たす施設及び当該施設における業務については、(1) または (2) により厚生労働大臣の個別認定を受けること。

- ・ 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

- ・ 1 から 4 に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合

精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式 2 により厚生労働大臣あて協議すること。

(2) 精神保健福祉士法第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合

同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式 2 により厚生労働大臣あて

疑義がある場合には報告を取下げさせることがある。

- ・ 当該職種に係る業務が、当該施設の定款、実施要領等において明記された各種の精神保健福祉に関する相談援助業務であること。
- ・ 1 から 4 に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員であること。

(1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合

精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式 1 により厚生労働大臣あて報告すること。

(2) 精神保健福祉士法第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合

同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式 1 により厚生労働大臣あて報告すること。

7 3 (16) に掲げる施設に係る個別認定

次の基準をいずれも満たす施設及び当該施設における業務については、(1) または (2) により厚生労働大臣の個別認定を受けること。

- ・ 当該施設における業務として、各種の精神保健福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。

(精神保健福祉に関する業務とは認められないものの例)

医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等

- ・ 1 から 4 に掲げる職種の例と同等以上の精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。

(1) 精神保健福祉士養成施設等への入学又は入所に際して申告があった場合

精神保健福祉士養成施設等が取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式 2 により厚生労働大臣あて協議すること。

(2) 精神保健福祉士法第 7 条第 4 号又は第 7 号に係る精神保健福祉士受験者から申告があった場合

同法第 10 条第 1 項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式 2 により厚生労働大臣あて

<p>協議すること。</p> <p>別紙様式 1 (略)</p> <p>別紙様式 2 (略)</p> <p>実務経験申告書 (略)</p> <p>指定施設の個別認定申請書 (略)</p>	<p>協議すること。</p> <p>別紙様式 1 (略)</p> <p>別紙様式 2 (略)</p> <p>実務経験申告書 (略)</p> <p>指定施設の個別認定申請書 (略)</p>
---	---